

令和6年度

茨木市立西陵中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、茨木市教育委員会が令和6年4月に再改訂した「茨木市部活動の在り方に関する方針」に則り、これからの部活動のあるべき姿を明確にしたうえで、活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

- ・学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その目的として、スポーツおよび文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することや、資質・能力の育成をめざしている。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

【生徒の健全な成長の確保】

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を直近の週の他の日等に振り替え、年間104日以上設定する。）
- ・大会等（公式試合、練習試合、コンクール等）への参加は年間80日を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、大会等を除き3時間程度とする。

【教員の多忙化解消・負担軽減】

- ・全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上設定する。

4. 部活動の指導

- ・体罰、ハラスメントは、いかなる理由があっても決して許されるものではない。生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為も許されない。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

- ・こまめや水分補給や休憩の指示など、熱中症事故に留意し、「熱中症事故防止について」（令和6年3月改訂・茨木市教育委員会）に則ったうえで適切に対応する。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

	部活名
運動部	野球部、サッカー部、陸上競技部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、剣道部、男子バレーボール部、女子ソフトテニス部、水泳部
文化部	吹奏楽部、合唱部、科学部、美術部、囲碁将棋部

○部活動の規則

①活動終了時刻・完全下校時刻（4月21日までは従前の形で適用）

★4月22日～秋分の日（9月22日）まで

17時30分までに活動を終了し、17時45分を完全下校とする。

★9月23日～3月31日まで

17時00分までに活動を終了し、17時15分を完全下校とする。

※令和7年度からは、年間を通じて17時00分までに活動を終了し、

17時15分を完全下校とする。

②平日の朝練は午前7時30分～8時15分までとする。

③公式戦前1週間は、顧問の判断で活動時間を30分間延長することができる。

※公式戦とは、中体連の主催又は国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁など）、府（教育庁）、市（教育委員会）が主催（又は共催）する大会のことである。練習試合や研修大会、合同練習会などは、公式戦には含まれない。

④定期考査開始日の1週間前から定期考査終了までの期間（以下、定期考査前期間という）は、活動を実施しない。ただし、公式戦前1週間に限って、顧問の申請により、事前に本人・保護者の参加承諾を得た部員だけで活動することができる。

⑤休日の活動の場合も、学校指定の服装（制服、体操服）または部活動で統一された服装で登下校すること。再登校して部活動に参加する場合も同様とする。

⑥活動時は、学校指定の服装（制服、体操服）又は、部活動指定の服装とする。

⑦活動・更衣場所は、校内で調整し顧問が連絡する。

⑧入部は任意とする。毎年春に入部届を提出すること。（1年契約）

退部については、顧問・担任・保護者で協議して判断するが、出来るだけ1年間同じ部活動で活動することを奨励する。転部や休部についても同様とする。

6. その他

- ・この活動方針は毎年度見直しを行う。
- ・水曜日は、全校一斉退校日であるが、平日に休養日を取ることで部活動の活動場所の割り当てに不公平が生じないように、他の平日と同様の活動とする。
- ・部費、保護者懇談会、社会体育団体との関連などについては、別途検討していく。
- ・活動時は顧問（顧問代理、外部指導者でも可）が校内で勤務していること。